

Ⅲ 景観まちづくりの目標と方針【景観法第8条第3項関係】

1. 景観まちづくりの目標

本市の景観特性の良さを伸ばし、「伊勢原らしさ」あふれる良好な景観形成を進めていくために、また、景観まちづくりにかかわる全ての主体がその考え方を共有し、協調して取り組んでいくために、次の5つを景観まちづくりの目標とします。

目標 1 自然を生かし、大切にする景観まちづくり

- 大山の眺望や里地里山、河川や田園など、水と緑の景観を守り育てていきます。
- 市街地を取り巻く身近な自然を大切にし、次世代に伝えていきます。
- 公園や街路樹、社寺林や屋敷林の保全、民有地の緑化などに努めていきます。

目標 2 歴史・文化を生かし、大切にする景観まちづくり

- 歴史・文化的資源との調和を図りながら、心に残る景観まちづくりを進めます。
- 地域ゆかりの場所や樹木、地域の伝統行事など、景観まちづくりの手がかりとして生かしていきます。

目標 3 にぎわいを生かす景観まちづくり

- 多様な都市活動を生かし、活力ある、生き生きとしたまちの表情を創ります。
- 市の中心的役割を担う地区や都市の交流の場、交通の要衝となる地区を中心に、個性と活力ある景観まちづくりを進めます。

目標 4 地域らしさを生かす景観まちづくり

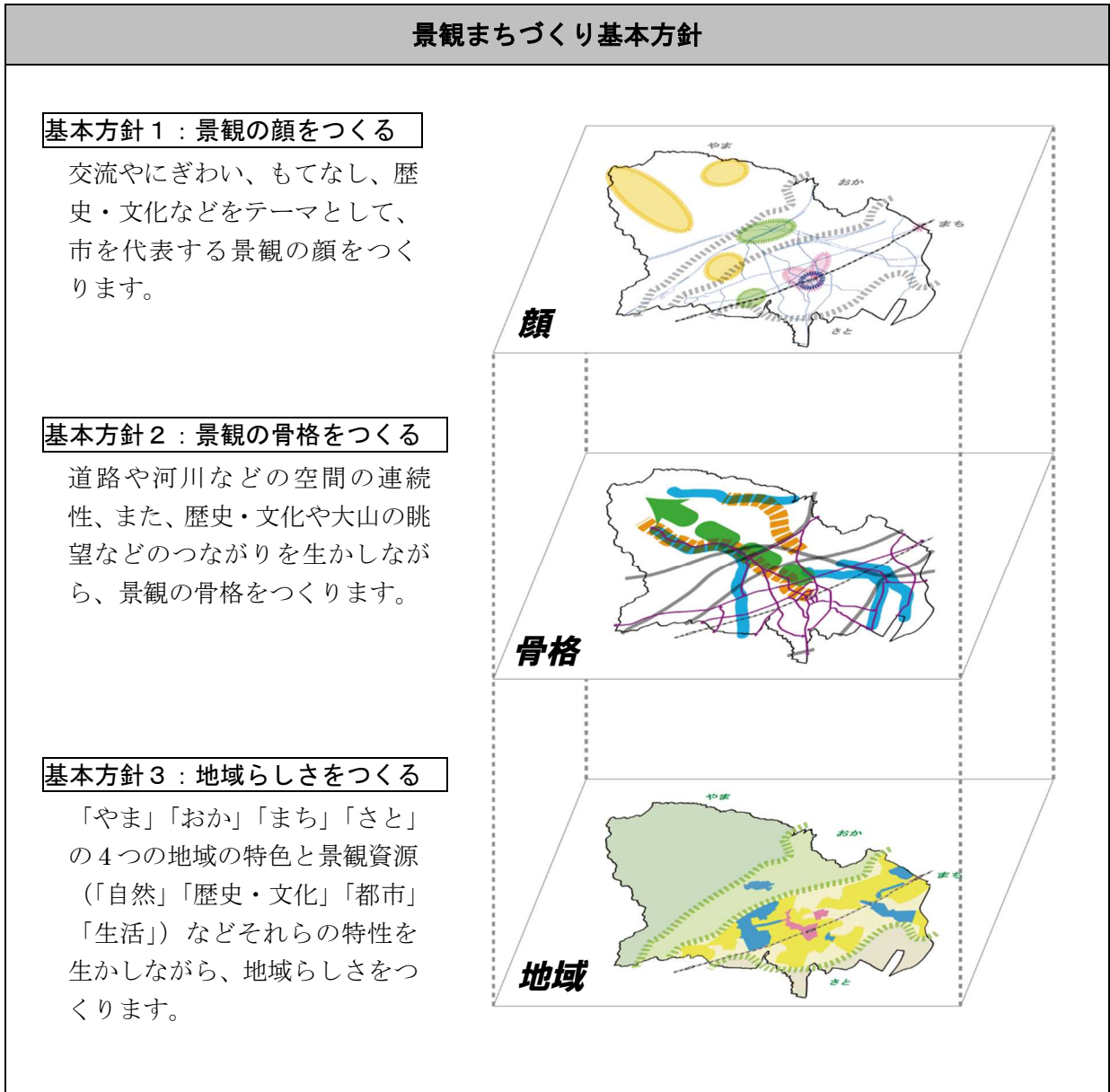
- 「やま」「おか」「まち」「さと」の4つの地域の特色ある景観を生かしていきます。
- 地域の住民の暮らしや生活により、日々育まれていく、潤いややすらぎのある景観を大切にしていきます。

目標 5 市民活動を生かす景観まちづくり

- 市民参加と協働により、市民の生活に根付いていく景観まちづくりを進めます。
- 市民が景観まちづくりに参加しやすい環境を整えていきます。
- 市民の景観まちづくりの取組を積極的にサポートしていきます。

2. 景観まちづくりの基本方針

5つの基本目標を達成するための景観まちづくりの基本方針を次のとおり定めます。



基本方針1 景観の顔をつくる

ア 交流とにぎわいをテーマとした顔づくり【伊勢原駅周辺地区】

- ・本市の玄関口にふさわしいにぎわいと活力のある景観形成を進めます。
- ・人々が憩い集うことができる、開放感のある景観形成を進めます。
- ・回遊性に優れた、歩行者にとって快適で楽しい景観形成を進めます。
- ・建築物や広告物等を適切に誘導し、まとまりや秩序の感じられる景観形成を進めます。

イ もてなしをテーマとした顔づくり

【伊勢原駅周辺地区/愛甲石田駅周辺地区/中央通り地区/行政センター地区】

- ・誰もが心地よさを感じることができるホスピタリティ表現豊かな景観形成を進めます。
- ・建築物の形態・意匠や色彩、また、配置などを適切に誘導し、秩序ある景観形成を進めます。
- ・オープンスペースの創出などにより、心地よく滞留することができる景観形成を進めます。
- ・花壇やプランターなどの設置により、花や緑あふれる景観形成を進めます。
- ・店構えや看板などの工夫により、買い物や飲食などを楽しめる景観形成を進めます。
- ・歩行者にやさしい空間の創出に努め、楽しく歩くことのできる景観形成を進めます。
- ・伊勢原の歴史・文化、また大山とのつながりなどを感じることができる景観形成を進めます。

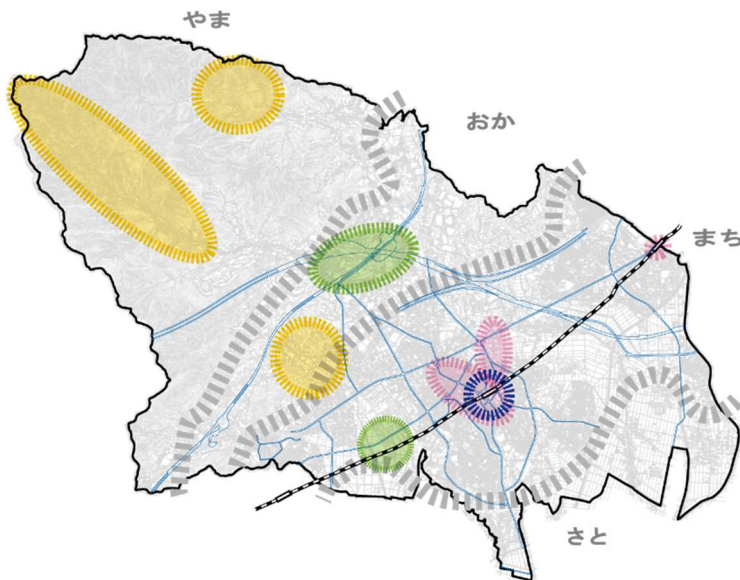
ウ 歴史・文化をテーマとした顔づくり【大山地区/日向地区/比々多地区】





- ・建造物や伝統的行事など、歴史・文化的資源との調和に配慮した景観形成を進めます。
- ・旧道や玉垣、道標などを大切にするとともに、建築物や工作物等の適切な景観誘導により、誰もが歴史・文化を実感できる景観形成を進めます。
- ・丹沢大山国定公園地区などの自然の緑と調和した景観形成を進めます。
- ・豊富な観光・レクリエーション資源を生かしつつ、周辺と調和した景観形成を進めます。

エ 新たな交流をテーマとした顔づくり【伊勢原大山インターチェンジ周辺/新駅構想周辺地区】

- ・自然や歴史・文化的資源、また大山の眺望などとの調和に配慮した景観形成を進めます。
- ・周辺環境と調和した建築物及び工作物等、また、公共施設の整備等の適切な景観誘導により、新たなまちの交流拠点にふさわしい景観形成を進めます。
- ・集落地のまとまりや、自然あふれる田畑や水辺空間の潤いを生かした景観形成を進めます。

【景観の顔をつくる景観まちづくりの基本方針図】



	交流とにぎわいをテーマとした顔づくり
	もてなしをテーマとした顔づくり
	歴史・文化をテーマとした顔づくり
	新たな交流をテーマとした顔づくり

基本方針2 景観の骨格をつくる

ア 道のつながりを生かした骨格づくり

【広域幹線道路（新東名など）/幹線道路（国道246号線など）】

- ・建物の形態、意匠、色彩、また、屋外広告物の適切な規制・誘導などにより、まちなみの連続性や統一感ある景観形成を進めます。また、かつての大山道の名残を留める道標などを生かすととともに、大山の眺望に配慮した景観形成を進めます。
- ・地域の景観特性や沿道環境との調和及び緑化を推進し、地域と融合した景観形成を進めます。
- ・駅周辺を通る幹線道路は、人の流れを意識した賑わいのある景観形成を進めます。
- ・主要な幹線道路は、街路樹等の配置や沿道緑化を推進し、緑豊かで潤いとゆとりのある景観形成を進めます。

イ 河川をつながりを生かした骨格づくり【鈴川/渋田川/歌川/日向川など】

- ・地域の景観特性との調和とともに、橋りょうからの眺望を生かした景観形成を進めます。また、河岸の自然的景観の保全・再生を図るなど、より水辺を感じる景観形成を進めます。
- ・河川の特性を生かした親水空間の創出など、潤い豊かな水辺空間の景観形成を進めます。
- ・歩行者ネットワークの形成や大山などを眺望する視点場に配慮した景観形成を進めます。

ウ 歴史・文化をつながりを生かした骨格づくり

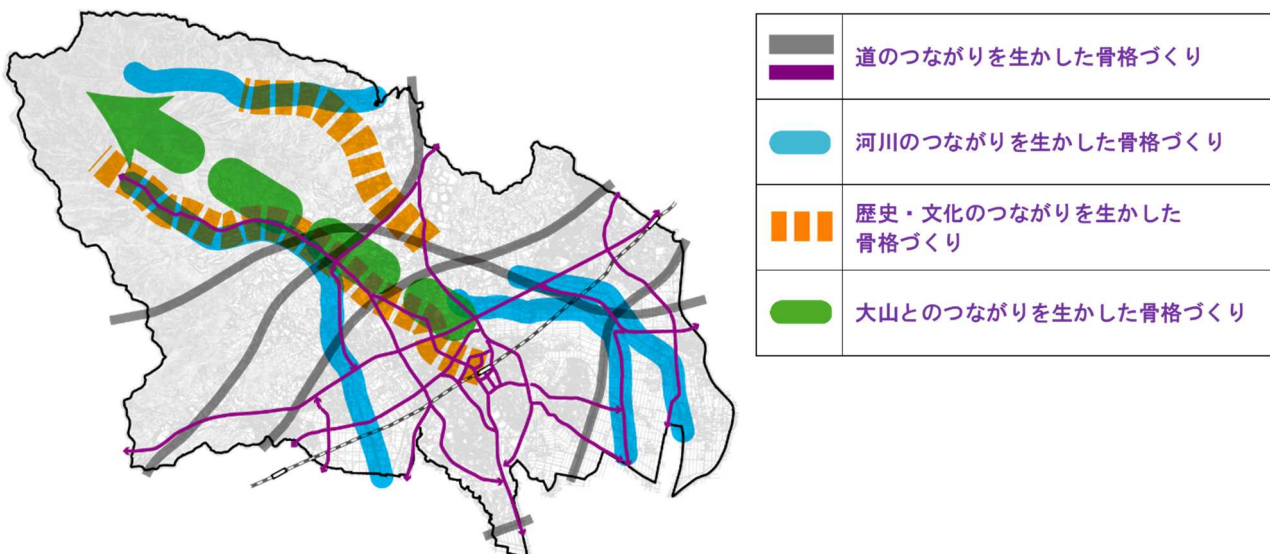
【大山地区につながる沿道/日向地区につながる沿道】

- ・歴史・文化とのつながりを感じるよう、連続性や統一性に配慮した景観形成を進めます。
- ・大山道等の古道の名残を感じることができる景観形成を進めます。

エ 大山とのつながりを生かした骨格づくり【市街地から大山につながる景観軸】

- ・大山の優れた眺望景観が今後も維持・保全されていくよう景観形成を進めます。
- ・大山を眺望する視点場の維持・保全を検討するとともに、新たな視点場の創出などにより、大山とのつながりを感じることができる景観形成を進めます。

【景観の骨格をつくる景観まちづくりの基本方針図】

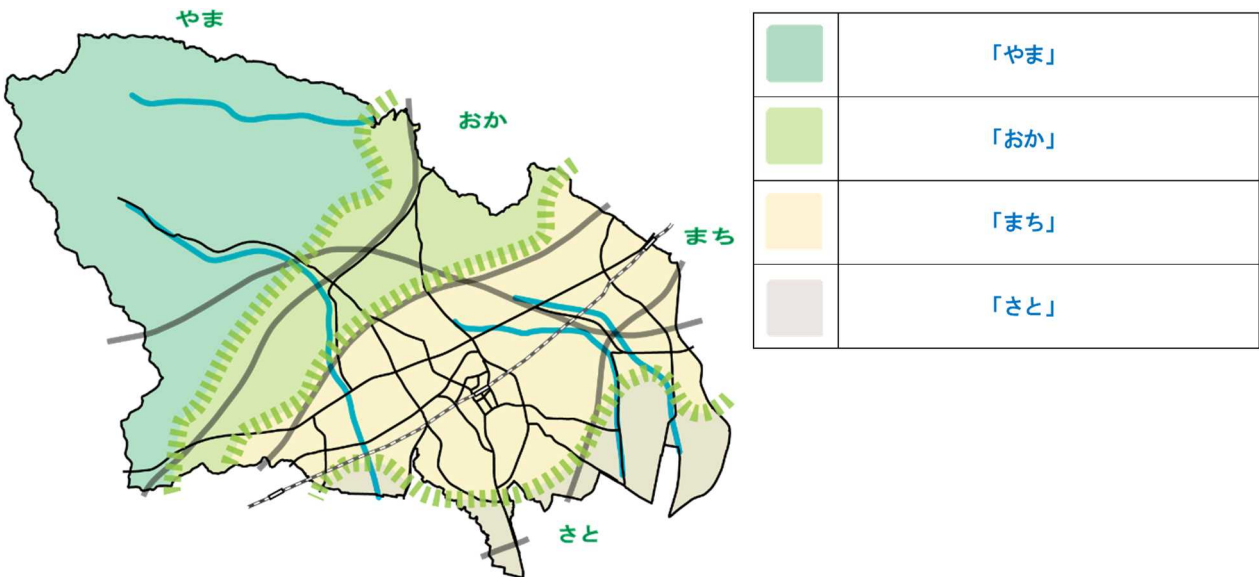


基本方針3 地域らしさをつくる

ア 「やま」「おか」「まち」「さと」の4つの地域の基本方針

「やま」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園や県立自然公園等が広がる緑豊かな自然や大山・日向・比々多に代表する歴史・文化、また、観光などに配慮した景観形成を進めます。
「おか」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里地里山の保全や地域の生産活動・生活文化などの継承に努めながら、伊勢原大山インターチェンジ周辺地区など、新たな土地利用については、そういった環境との融合が図られる景観形成を進めます。
「まち」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観を構成する主要な要素である建築物の建築や工作物の新設等について、適正な誘導に努めていきます。また、緑の保全や創出に努め、緑豊かな景観形成を進めます。
「さと」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広がりのある眺望性を継承するとともに、周辺の集落景観と調和した、農地の潤いを生かした落ち着いた景観形成を進めます。

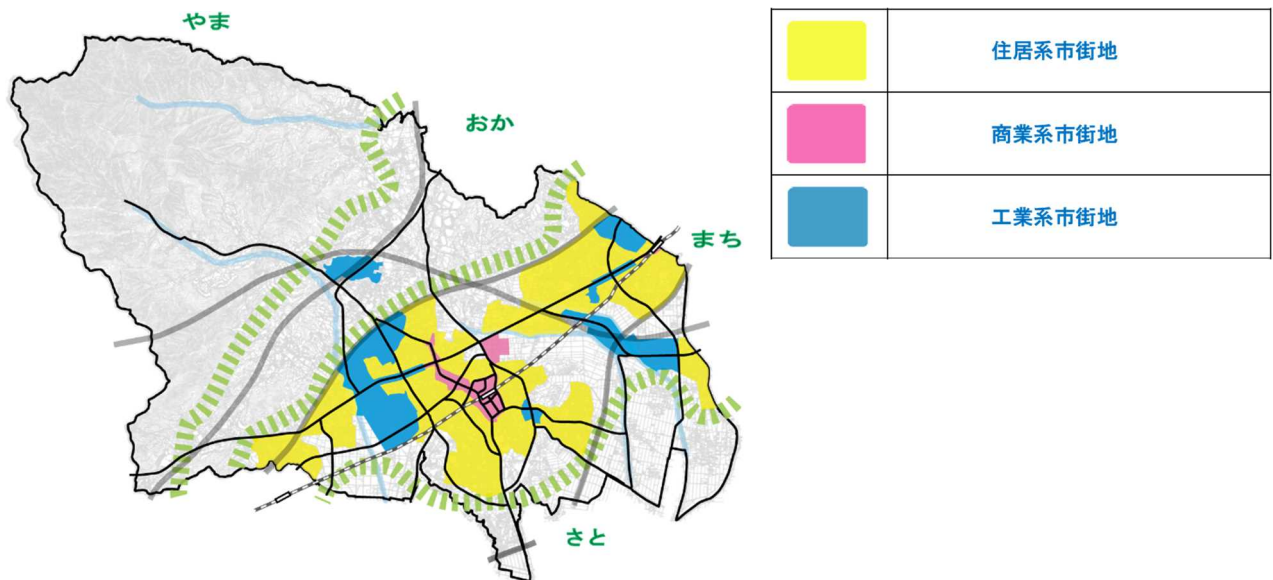
【地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針図／4つの地域】



イ 建築物の建築及び工作物の建設等に関する基本方針

<p>市域 全域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性との調和に配慮します。 →自然や歴史・文化、地域の暮らしや活動などとの調和を図ります。 →大山の眺望に配慮したまちなみづくりに努めます。
<p>住居系 市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した潤いや落ち着きのある景観を形成します。 →住環境と調和する意匠形態・色彩とします。また、道路や隣地との良好な空間の確保に努めます。 →敷地内緑化や生垣、また、良好な樹木の保全などにより、緑の創出に努めます。
<p>商業系 市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連続性や一体感、また、ゆとりやにぎわいなどを感じる魅力ある景観を形成します。 →まちなみと調和する意匠形態・色彩とします。また、配置や壁面線などは、隣接する建築物との調和に配慮します。 →道路や公共空間との一体的な空間の確保に努めます。また、歩行空間の創出や緑の配置、店先の演出等により、人を大切にする、おもてなしの空間を創出します。
<p>工業系 市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく開放的で親しみやすい、周辺環境と調和する工業地の景観を形成します。 →周辺環境との調和や統一感やまとまりがある意匠形態・色彩とします。 →沿道部や敷地内の緑化を推進し、まとまりや連続性のある緑の創出に努めます。
<p>沿道系 市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の沿道においては、隣接する建築物との協調により、潤いや秩序が感じられる景観を形成します。 →沿道環境に調和した意匠形態・色彩とします。また、高さや屋外広告物の表示について、周辺環境との調和に配慮します。 →沿道部において緑化を推進し、まとまりや連続性のある緑の創出に努めます。

【地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針図／建築物の建築及び工作物の建設等】



ウ 屋外広告物の掲示に関する基本方針

地域特性やまちなみと調和した屋外広告物の掲示により、良好な景観形成が図られるよう、次のとおり屋外広告物の掲示に関する基本方針を定めます。

地域性への配慮	・自然や歴史・文化的資源などの地域の魅力や個性に配慮し、それらを損ねないように掲示します。
施設等の調和	・「建築物の建築及び工作物の建設等に関する基本方針」を踏まえ、掲示します。
にぎわいや個性の演出	・商業地や沿道地域では、地域特性を踏まえ、にぎわいや活力、個性や魅力、快適性の向上に配慮して掲示します。
その他	・地域の生活環境や近隣への影響について、十分に配慮して掲示します。

エ 大規模な開発事業等に関する基本方針

景観形成への影響がある大規模な開発事業等について、周辺の景観や生活環境と調和した良好な景観形成が図られるよう、次のとおり基本方針を定めます。

周囲への配慮	・新たな開発による圧迫感を軽減し、周辺のまちなみとの調和に配慮します。
周囲との連続性	・周辺土地利用と関連付けた公共空間の創出に努めます。
緩衝空間の確保	・市街地の外縁部では、緑地等による緩衝空間の創出を行います。
自然的資源、歴史・文化的資源の保全と継承	・自然的資源や、歴史・文化的資源の保全と継承に配慮します。
地域特性の活用	・地域の特性を生かした、魅力的な景観形成に努めます。
大規模な法面等への配慮	・積極的な緑化を図るとともに、大規模な法面や擁壁などが生じないように努めるなど、周辺環境との調和に配慮します。

オ その他の基本方針

小田急線の車窓から見た景色は、本市の景観を印象づける大きな要因となっています。

また、多くの市民は、東京、横浜方面からの帰りに、ふるさと伊勢原を感じるものとなっています。

沿線地域では、地域ごとの景観まちづくりを踏まえつつ、車窓景観への配慮を行っていきます。